

重 点 要 求 書

20221 年 7 月 14 日

大阪府教育委員会
教育長 橋本 正司 様

大阪府高等学校・支援学校教職員組合
執行委員長 岩崎 江津子

大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 地震や感染症の蔓延などの緊急時にも教職員が安心して働く体制づくりに向け、災害時の特別休暇の整備等に取り組むこと。
- (2) 事故、災害等で勤務公署での勤務に支障をきたす場合を想定し、緊急時の参集・勤務体制を検討する等、職員が安全に働くことができる職場環境を確保すること。
- (3) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの 0.03 月分を 0.01 月分に戻すこと。
- (4) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。現在の評価・育成システムが教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
- (5) 相当の経験年数を有する臨時講師については、教育職給料表 2 級を適用すること。
- (6) 再任用職員の給与については、給料月額を引上げるとともに、生活関連手当を支給するなどの改善を図ること。
- (7) 改正セクハラ、マタハラ、パワハラ指針の周知を行うとともに、実態把握につとめ、ハラスメントを許さない職場環境の実現を図ること。
- (8) 性別に関わらず子育てと仕事の両立ができるよう、休暇制度の拡充などさらなる支援制度を充実させること。とりわけ、ひとり親である教職員の支援制度を充実させること。
- (9) 障害のある（発達障害を含む）教職員に係る合理的配慮について、職場配置の配慮等、職場環境・労働条件等の整備を行うこと。
- (10) 下見も含めた宿泊行事に対する総額規制をはじめとする旅費削減により、単独で下見ができず、宿泊行事の付き添いをしながらの下見となったり、前年度の計画にない出張や生徒対応などの出張に制限がかかるなど、業務負担の増加や職務遂行への支障の恐れが考えられる。旅費の拡充などを行うなど、負担軽減をはかること。

- (11) 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（18年3月）」で示された取り組みの具体化について、高教組と協議すること。特に、府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱に基づいた超勤時間の縮減について、府教委の考えを示すこと。
- (11) 府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則・要綱を府民、教職員へ周知し、また要綱等に則した在校等時間の適正な管理、業務削減、業務の適正化などの労働安全衛生の措置等を講じることで在校等時間の縮減を図ること。
- (11) 「部活動指導員」の配置校を拡充するなど、教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。
- (11) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。
- (11) テレワークの効果について検証し、教職員のさらなる負担軽減に向けてより有効な制度にすること。
- (11) 働き方改革を進めるためにも、支援の必要な生徒の生活介助を行う介助員を、有償ボランティアではなく雇用とすることで、教職員の負担軽減を図ること。
- (12) 「一年単位の変形労働時間制の適用（休日の『まとめ取り』）」の導入は、現状、恒常に閑散期のない学校現場に導入は不可能であり、拙速な導入は行わないこと。
- (13) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。
- (14) 校務支援システムや学校情報システム、生徒用タブレットなどのネットワーク管理、PCの管理に従事する教職員に対し、業務量について把握を行い、超勤解消に向けて少なくとも2時間の非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (15) オンライン授業の導入について問題点などの検証を行うとともに、専門家を配置するなど、教職員の負担軽減に努めること。また、GIGAスクール構想の導入にあたっては、これらに必要となる専門的人材の確保、外部人材の参画促進を図るなど、負担軽減策を講じること。
- (16) 司書教諭について、さらなる非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (17) 基礎疾患など感染症の罹患による重症化の懸念がある教職員や妊娠中の教職員について、職務専念義務免除等の適用拡大をするなどさらなる感染防止対策について検討すること。
- (18) 新型コロナウイルス感染予防対策のため、ストレスフルな状態が続いている。労働安全衛生環境の確保に努めること。
- (19) 土曜に授業が行われる際には、教職員の週休日の振替等が確実に取得できるよう、周知すること。
- (20) 新しい生活様式に関わっての新しい業務について、教職員の負担軽減に努めること。
- (21) 会計年度任用職員の勤務労働条件について改善すること。特に報酬単価は、人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金などをふまえ、経験年数等に応じて引上げること。なお、外国語指導員については、会計年度任用職員への移行時に休暇制

度の取扱いが変更されているため、改善すること。

- (22) 文科省は、部活動の段階的な地域移行にむけて、平日の学校部活動と休日の地域部活動に分けるとともに、教員の「休日の地域部活動」の参加には、兼職兼業の考え方や労働時間管理、割増賃金の支払い等について整理するとしている。教員の勤務労働条件にかかる事項であり、高教組と十分な協議をおこなうこと。
- (23) 安全衛生委員会が各学校において、府立学校労働安全衛生規程と労働安全衛生法に基づいて適正に機能するよう指導すること。

以上